

第 5 章

教育委員会の取り組みの成果と課題

第 1 節 幼稚園における特別支援教育推進の推進に関するアンケート調査から

1. 調査の名称

幼稚園における特別支援教育推進に関するアンケート調査

2. 調査の主旨・目的

近年、早期教育においても、支援を必要としている幼児の存在が注目されてきており、特別支援教育の推進が大きな課題となっている。

早期教育においては、義務教育段階とは異なる様々な条件があり、特別支援教育の推進についての課題も多い状況にある。しかしながら、支援を必要としている幼児は多く、それらの幼児への支援は喫緊の課題であり、小学校生活へのスムーズな移行が望まれることから特別支援教育の重要性は義務教育と同様に大きいものであると考える。

早期教育における特別支援教育においても、義務教育と同様又はそれ以上に都道府県・政令指定都市の教育委員会の役割が重視され、期待されていることから、本調査を実施した。

3. 調査内容

(1) 調査対象

全国 47 都道府県及び 19 政令指定都市の教育委員会（悉皆調査）

(2) 調査内容

「1 基本情報」

都道府県及び政令指定都市管下の幼稚園数（公立・私立）

「2 公立幼稚園における特別支援教育の取り組み」

教員の資質向上に向けた取り組み、推進のための取り組み、支援員の配置、私立幼稚園における取り組み、実態調査の実施、等

(3) 調査方法

都道府県及び政令指定都市の教育委員会特別支援教育主管課長宛、調査票を郵送し、返信用封筒にて返送を求めた。

(4) 調査期間

平成 22 年 7 月 20 日に発送を行い、平成 22 年 5 月 1 日時点での状況について回答を求めた。

4. 調査の結果概要

(1) 回収結果 回収率 84.8%（発送総数 66 回収総数 56）

(2) 特別支援教育に関する教職員の資質向上に向けた取り組み

全職員を対象とした研修を行っているのは委員会全体の約 53% (35 委員会) であるが、コーディネーターの対象の研修を行っているのは全体の約 12% (8 委員会) にとどまっている。

特色ある取組としては、岩手県「平成 21 ～ 24 年度までの県教育委員会主催の幼稚園・保育所を対象とした研修会において、特別支援教育をテーマとして集中的に研修を実施し、

幼稚園等の全教職員の特別支援教育に関する研修受講を目指す」、奈良県「トワイライト（18:00～）、ウィークエンド（土曜日に開催）など参加しやすいと思われる日時で研修を企画」、山口県「市教委が小学校と幼稚園教諭の合同研修会（授業参観及び協議）を主催」、長崎県「各園の求めに応じ、県教育センターから園に出向いての出前講座を実施」等が挙げられる。

表1 教職員研修の実施状況（複数回答）

管理職を対象とした研修を実施	29
全職員を対象とした理解・啓発的な研修を実施	35
コーディネーターに研修を実施	8
特別支援学校のコーディネーターに研修講師を依頼	21

- 管理職を対象とした研修を実施
- 全職員を対象とした理解・啓発的な研修を実施
- コーディネーターに研修を実施
- 特別支援学校のコーディネーターに研修講師を依頼

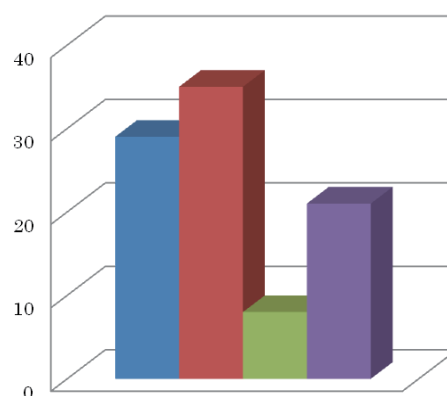


図1 教職員研修の実施状況

(3) 特別支援教育推進のための取り組み

① 管理職に対する取り組み

図2のように、「特別支援学校の勤務経験のある管理職を配置するなど、人事上の工夫をしている」と回答した委員会は、全体の約9%（6委員会）であった。また「管理職試験に特別新教育に関する事項を加えている」と回答した委員会は約18%（12委員会）であった。

表2 管理職に対する特別支援教育推進のための取り組み

人事上の工夫をしている	6
管理職試験に特別支援教育に関する事項を加えている	12

- 人事上の工夫をしている
- 管理職試験に特別支援教育に関する事項を加えている

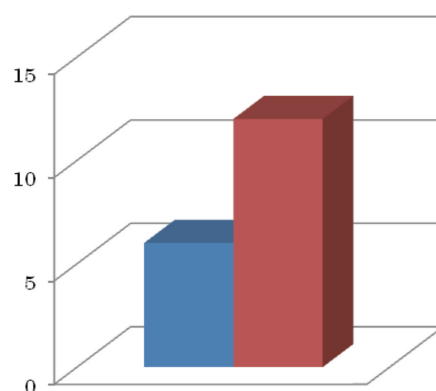


図2
管理職に対する特別支援教育推進のための取り組み

② 独自の特別支援教育推進のモデル事業の実施

委員会独自の事業を行っているとは回答した 14% (9 委員会) のうち、特色ある取組としては以下のものが挙げられる。

- ・福島県：幼稚園・保育所の 6 園を実践推進校とし、市町村教育委員会と連携のもと「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進を行っている。
- ・島根県：保幼小中連携推進事業のモデルを指定している。（松江市は 5 園を指定）
- ・岡山県：幼稚園における特別支援教育研究協議会を開催し、基本的な方向性についての協議と指導資料の作成を行っている。
- ・大阪市：発達障害支援体制モデル研究実施園を募集し、幼児一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うため、特別支援教育担当アドバイザーや専門家等を派遣し、園内支援体制の充実を行っている。
- ・神戸市：園内支援体制の研究を行っている。3～4 園を指定し、指導主事、専門家の巡回指導を行い、年に 1 回研究発表会を開いている。
- ・岡山市：特別支援教育研修推進指定園を 6 園指定し、専門相談員が定期的に訪問指導を行っている。また公開保育を行っている。

③ 小学校との連携の取り組み

小学校との連携を行っているとは回答したのは 67% (44 委員会) であった。具体的な内容としては、「連携協議会での情報交換を行う」が 8 委員会、「子育て支援ファイル、就学支援シート等を活用している」が 6 委員会、「幼保小(中)連携推進事業においてモデル校区を指定し、研究に取り組んでいる」が 4 委員会、「小学校区毎の連絡会を開催する」「幼保小合同の研修会をもつ」「地域の特別支援コーディネーターの連絡会へ幼稚園・保育所の職員が参加する」が各 2 委員会であった。

また、熊本県では「中学校校区単位で『幼小中連携の日』を全市的に設け、幼小中連携を奨励する」取り組みを行っている。

表 3 特別支援教育推進のモデル事業の実施

行っている	9
行っていない	44
無回答	3
未回収	10

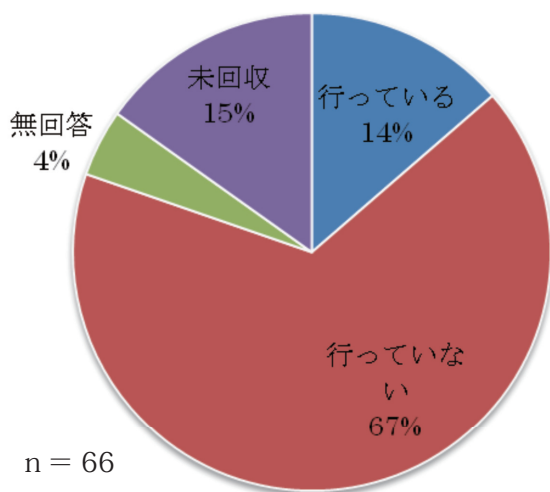


図 3 特別支援教育推進のモデル事業の実施

表 4 小学校との連携

行っている	44
行っていない	9
無回答	3
未回収	10

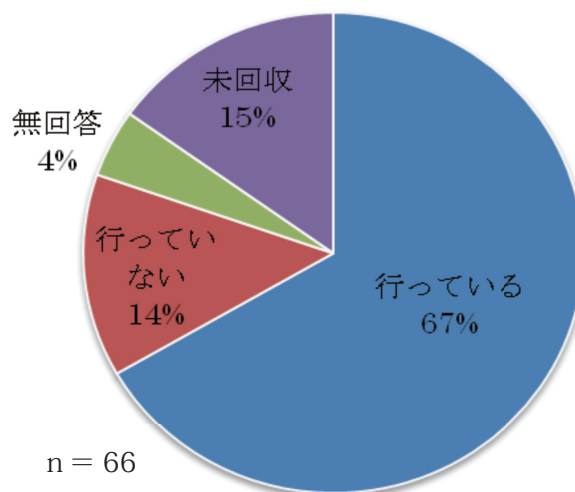


図 4 小学校との連携の取り組み

(4) 特別支援教育にかかわる支援員等の配置について

① 支援員の配置

支援員等の配置については、「有り」と回答したのは71% (47 委員会) で、「無し」は6% (4 委員会) であった。

表5 支援員の配置

配置有り	47
配置無し	4
無回答	5
未回収	10

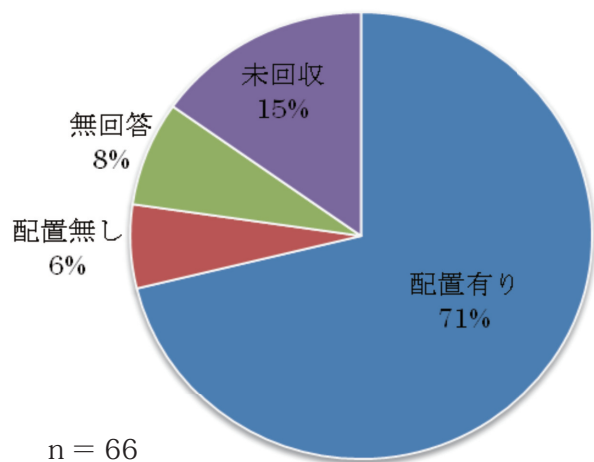


図5 支援員の配置

② 支援員の状況

支援員等の状況については、「特別支援教育の教職経験者」を配置しているのは、8委員会と少なく、「教職経験者」「教員免許保有者 (教職経験無し)」は42委員会であった。

表6 支援員の状況 (複数回答可)

特別支援教育の教職経験者	8
教職経験者	23
教員免許保有者 (教職経験無し)	19
心理職等の専門職	1
大学院生・大学生	2
専門性は問わない	25

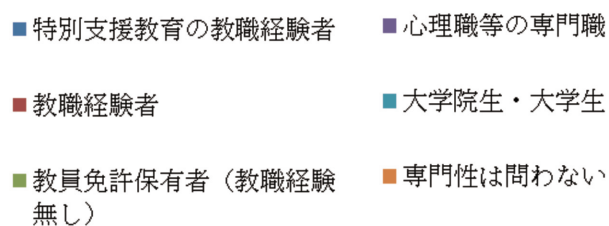


図6 支援員の状況

③ 配置していない理由

支援員等を配置していない理由として最も多いものは、「市町村の単独財政のため財源の確保が困難」の3委員会であった。また、「小学校への配置に重点を置いている」「保護者の理解が得られないため」との回答もあった。ニーズが少ないと回答した中では、2委員会が「園児数が少ないため現状の職員で対応できている」と答えていた。

表7 配置していない理由（複数回答可）

財源の確保が困難	17
適切な人材がない	6
支援員等に対するニーズが少ない	12
その他	9

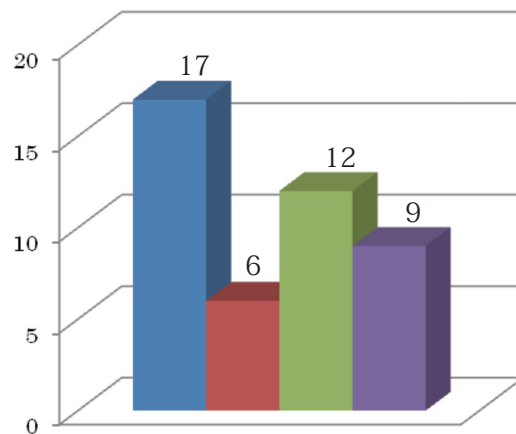
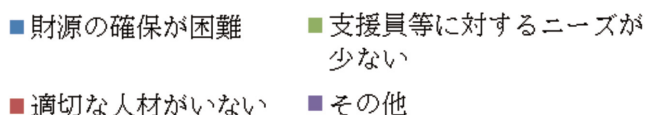


図7 配置していない理由

(5) 私立幼稚園について

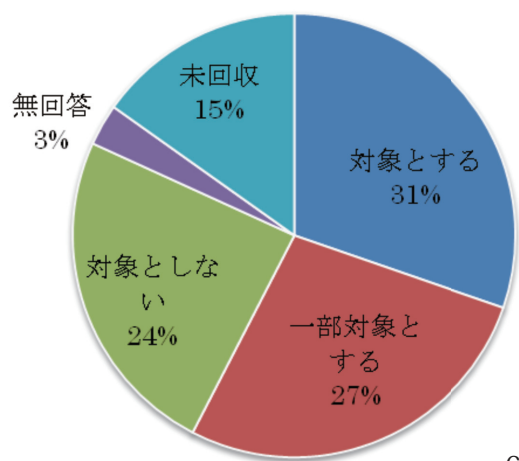
① 教育委員会・教育センターが主催する研修会は、私立幼稚園も対象とするか

私立幼稚園に関する項目では、「対象とする」との回答は31% (20委員会)、「一部対象とする」の27% (18委員会) と合わせると58% (38委員会) と全体の半分である。

「一部対象とする」と回答したものの内容は、「新規採用者研修」「5年、10年教職経験者研修」「コーディネーター養成研修」「理解啓発研修」などであった。また、「希望があれば対応する」「旅費措置しないことを条件として対象とする」等の回答もあった。

表8 公的な研修は私立幼稚園を対象とするか

対象とする	20
一部対象とする	18
対象としない	16
無回答	2
未回収	10



n = 66

図8 公的な研修は私立幼稚園も対象とするか

② 教育委員会が派遣する専門家チームによる

巡回相談は、私立学校も対象とするか

図9のように、「対象とする」は44% (29 委員会) であり、「対象としない」が38% (25 委員会) であった。

「対象とする」と回答したものの内容は、「発達障害を含む障害のある幼児の指導内容・方法・学級経営等に関する担任等への助言・援助」「園の支援体制についての指導、助言」「個別の教育支援計画の作成助言」「希望に応じて担任や保護者の相談を受ける」などがあつた。

一方で、「対象とするが、まだ要望がない」「県として専門家チームは設置していない」などの回答もあつた。

また、長野県は、「市町村教育委員会による巡回相談や個別の教育支援計画（支援シート）の作成助言、小学校への移行支援を行う」と回答している。

表9 専門家チームの巡回相談は私立幼稚園を対象とするか

対象とする	29
対象としない	25
専門家チーム無し	1
無回答	1
未回収	10

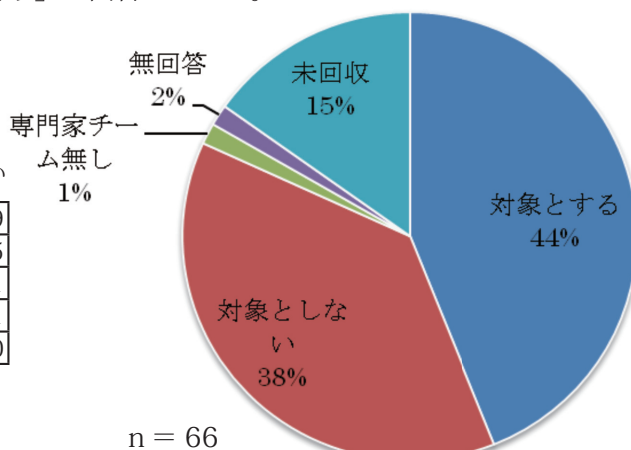


図9 専門家チームの巡回相談は私立幼稚園も対象とするか

③ 特別支援学校のセンター的機能の活用は私立幼稚園も対象とするか

ここでは「対象とする」との回答が61% (44 委員会) と半数を超えた。その内容としては「教育相談 (巡回も含む)」「(15 委員会)」、「幼児の支援や指導方法に関する教員支援」(10 委員会)、「職員研修への講師派遣」(10 委員会) が多く、ついで「個別の指導計画等の作成の支援」「教材教具の貸出や情報提供」「検査等の実施」等があつた。

また、大分県は「特別支援学校7校に専門家チームを設置し、年3回、私立幼稚園、認可・無認可保育所も対象として相談会を実施している」と答えている。

表10 特別支援学校のセンター的機能は私立幼稚園を対象とするか

対象とする	44
対象としない	11
無回答	9
未回収	8

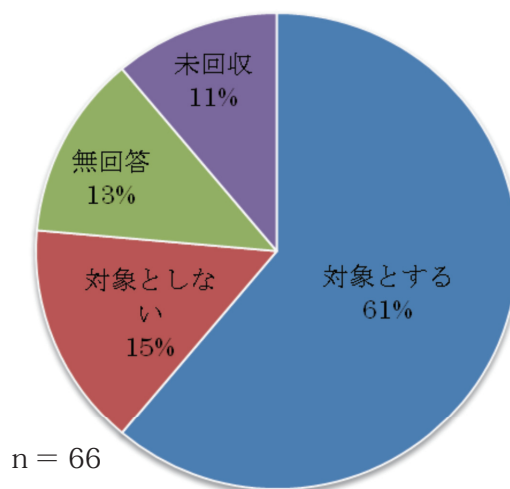


図10 特別支援学校のセンター的機能の活用は私立幼稚園も対象とする

(6) 教育委員会主催の教員研修や巡回相談等を積極的に活用するために必要な工夫

この項目については、記述式で回答を求めた。記入があったのは全体の約 7 割、46 の委員会であった。最も多い内容は、「担当部局の連携」であり、25 の委員会が「担当部局の連携が必要である」「担当部局の定期的な情報交換の場が必要である」「担当部局を超えた横断的な企画が必要」などと記入していた。他には、「私立幼稚園園長や経営者への理解啓発」「私立幼稚園長との情報交換の場の設定」「幼児専門の相談員の増員」などの意見もあった。

佐賀県は、巡回相談について、公立私立を問わず県の事業として行っており、県主催の特別支援教育の研修会案内やリーフレットについても各私立幼稚園を含めた形で配布している。

(7) 発達障害のある幼児に関する実態調査の実施の有無

発達障害のある幼児に関する実態調査については、「行っている」と回答した 22 の委員会のうち平成 20 年度以前の実施が 4 委員会、平成 21 年、22 年度の実施が全体の約 6 割 (13 委員会) である。

表 11 発達障害のある幼児に関する実態調査の実施

行っている	22
行っていない	34
未回収	10

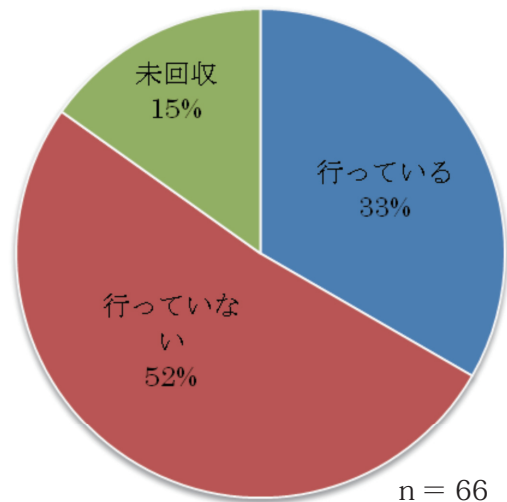


図 11 発達障害のある幼児に関する実態調査の実施

5 まとめ

今回の各都道府県・政令指定都市の幼稚園における特別支援教育推進の取り組みについての調査では、全職員を対象とした「研修」「小学校との連携」「支援員の配置」についてはかなりの委員会が取り組んでいることが分かった。しかし、幼稚園は市町村が担当部局となるため、十分把握できていないとの意見もあった。今後は、それぞれの地域の取り組みの充実と情報の共有が重要となると思われる。

私立幼稚園については、「管轄外」という意見もあるが、多くの委員会が「担当部局との連携が必要」とも考えている。しかし実際は、教員の研修会への参加や専門家チームの巡回相談の利用等が行われていない委員会もある。「支援を必要としている幼児、保護者」を中心に据えながら、組織を超えた連携の在り方を探っていくことが必要であると思われる。

第2節 高等学校における特別支援教育推進の推進に関するアンケート調査から

1. 調査の名称

高等学校（含む定時制・通信制）における特別支援教育の推進に関するアンケート調査

2. 調査の主旨・目的

平成21年8月に、文部科学省の特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議の高等学校ワーキング・グループより「高等学校における特別支援教育の推進について」の報告書が公表された。後期中等教育においては、義務教育段階とは異なる様々な条件があり、特別支援教育の推進についての課題も多い状況にある。しかし、支援を必要としている生徒は多く、それらの生徒への支援は喫緊の課題であり、社会参加をすぐ後に控えていることから特別支援教育の重要性は義務教育と同様に大きいものであると考える。

そのような中で、後期中等教育における特別支援教育では、都道府県・政令指定都市の教育委員会の役割が重視されており、上記の「高等学校における特別支援教育の推進について」の報告書にも教育委員会に期待されている役割等の記載がある。

これらのことから、本調査は、全国47都道府県と18の政令指定都市を対象として、高等学校における特別支援教育の推進状況について把握することを目的として実施した。

3. 調査内容

(1) 調査対象

全国47都道府県及び18政令指定都市の教育委員会（悉皆調査）

(2) 調査内容

「1 基本情報」

都道府県及び政令指定都市の人口、管下の高等学校数（公立・私立の全日、定時、通信）

「2 高等学校における特別支援教育の取り組み」

教員の資質向上に向けた取り組み、推進のための取り組み、支援員の配置、定時制、通信制における取り組み、私立高校における取り組み、実態調査の実施、等

(3) 調査方法

都道府県及び政令指定都市の教育委員会特別支援教育主管課長宛、調査票を郵送し、返信用封筒にて返送を求めた。

(4) 調査期間

平成21年12月15日に発送を行い、平成21年5月1日時点での状況について回答を求めた。

4. 調査の結果概要

(1) 回収結果 回収率 87.7%（発送総数 65、回収総数 57）

(2) 特別支援教育に関する教職員の資質向上に向けた取り組み

コーディネーター対象の研修を行っている委員会は全体の約77%（50委員会）であるが、

全職員対象に行っているのは全体の約 37% (24 委員会) にとどまっている。

特色ある取組としては、秋田県「コーディネーター研修会では、中学校のコーディネーターと地区毎のグループ協議を実施している」、富山県「高等学校用の理解啓発パンフレットを作成し、私立高校を含む高等学校の全教職員に配布し、パンフレットを活用した校内研修の実施を依頼している」、奈良県「特別支援学校のコーディネーターが高等学校の研修の際にコンサルタントとして参加」、和歌山県「小学校の特別支援学級の授業参観を行った」、佐賀県「全ての管理職に研修を義務づけている」、熊本県「管理職研修にコーディネーターも参加する」等が挙げられる。

表 1 教職員研修の実施状況 (複数回答)

管理職を対象とした研修を実施	34
全職員を対象とした理解・啓発的な研修を実施	24
コーディネーターに研修を実施	50
特別支援学校のコーディネーターに研修講師を依頼	22

- 管理職を対象とした研修を実施
- コーディネーターに研修を実施
- 全職員を対象とした理解・啓発的な研修を実施
- 特別支援学校のコーディネーターに研修講師を依頼

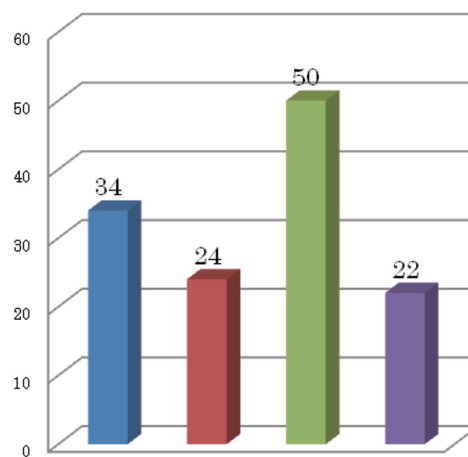


図 1 教職員研修の実施状況

(3) 特別支援教育推進のための取り組み

① 管理職に対する取り組み

図 2 のように、「特別支援学校の勤務経験のある管理職を配置するなど、人事上の工夫をしている」と回答した委員会は、全体の約 24% (16 委員会) であった。また「管理職試験に特別新教育に関する事項を加えている」と回答した委員会は約 26% (17 委員会) であった。

表 2 管理職に対する特別支援教育推進のための取り組み (複数回答)

人事上の工夫をしている	16
管理職試験に特別支援教育に関する事項を加えている	17

- 人事上の工夫をしている
- 管理職試験に特別支援教育に関する事項を加えている

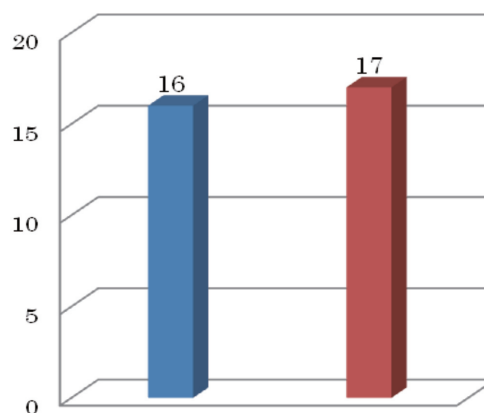


図 2 管理職に対する特別支援教育推進のための取り組み

② 独自の特別支援教育推進のモデル事業の実施

委員会独自の事業を行っていると回答した 26% (17 委員会) のうち、特色ある取組としては以下のものが挙げられる。

- ・青森県：平成 21、22 年度「高校生のための相談事業等総合支援事業」として、6 校をモデル校に指定、総合支援推進員（元特別支援学校長）を配置し校内支援体制の構築を図るとともに、「相談・支援の場」を設置し、不適応生徒への支援を行う。
- ・福島県：県重点事業として「LD 等の中高連携型生徒支援事業」を実施。高等学校 2 校と周辺中学 13 校を指定し、中高と継続した支援が受けられる体制整備を目指す。学習支援員、相談支援員も配置。
- ・石川県：高等学校発達障害サポートチームを設置し、遣事業を実施。
また、「高等学校発達障害ハンドブック」を作成、配布。
- ・長野県：高等学校に「特別新教育指定校」を設け、特別支援学校の教育相談担当職員を週 2 日派遣し、体制整備や支援方法の研究を行う。
- ・静岡県：県内高等学校を 7 地区に分け、各地区に拠点校を置き、そこが中心となり研修会や臨床心理士による巡回相談を実施。
- ・三重県：発達障害支援員 3 名を雇用し、高等学校からの要請に応じて教育相談、心理検査の実施、授業支援などに派遣。
- ・滋賀県：特別支援教育巡回チームの派遣や特別支援教育支援員の配置、また学校生活サポーターの配置を行っている。
- ・岡山県：「高等学校における発達障害支援推進事業」を実施。毎年 10 校程度を推進校として指定し、校内体制の整備や職員の理解啓発、ミドルリーダーの育成等を行う。

表 3 特別支援教育推進のモデル事業の実施

行っている	17
行っていない	39
無回答	1
未回収	8

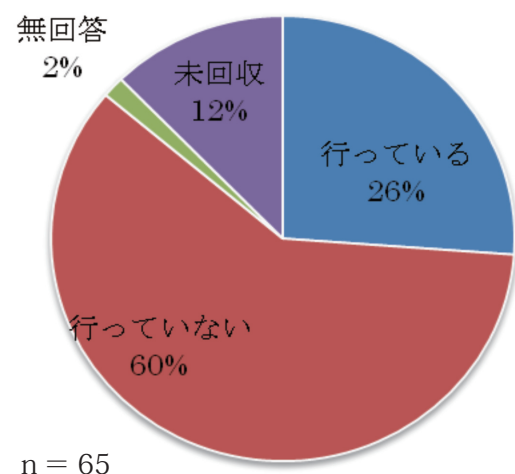


図 3 特別支援教育推進のモデル事業の実施

③ 小学校との連携の取り組み

小学校との連携を行っているとは回答したのは67% (44 委員会) であった。具体的な内容としては、「連携協議会での情報交換を行う」が8 委員会、「子育て支援ファイル、就学支援シート等を活用している」が6 委員会、「幼保小(中) 連携推進事業においてモデル校区を指定し、研究に取り組んでいる」が4 委員会、「小学校区毎の連絡会を開催する」「幼保小合同の研修会をもつ」「地域の特別支援コーディネーターの連絡会へ幼稚園・保育所の職員が参加する」が各2 委員会であった。

また、熊本県では「中学校校区単位で『幼小中連携の日』を全市的に設け、幼小中連携を奨励する」取り組みを行っている。

表 4 小学校との連携

行っている	42
行っていない	14
無回答	1
未回収	8

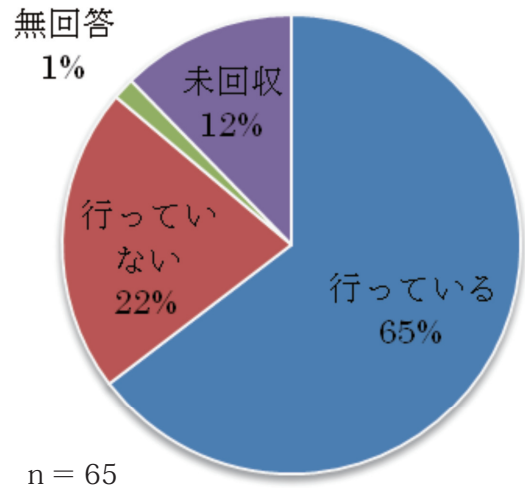


図 4 小学校との連携の取り組み

(4) 特別支援教育にかかわる支援員等の配置について

① 支援員の配置

支援員等の配置については、「有り」と回答したのは71% (47 委員会) で、「無し」は6% (4 委員会) であった。

表 5 支援員の配置

配置有り	19
配置無し	33
無回答	5
未回収	8

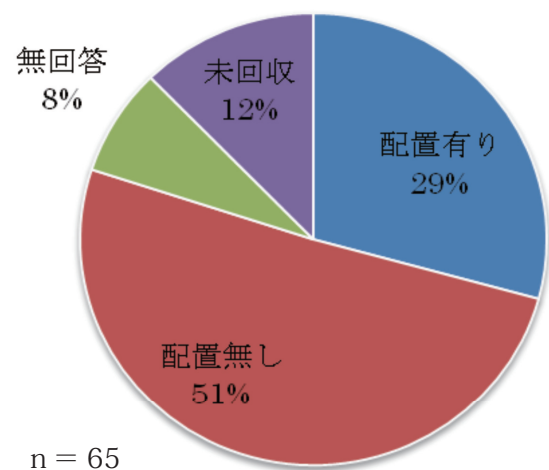


図 5 支援員の配置

② 支援員の状況

支援員等の状況については、「特別支援教育の教職経験者」を配置しているのは、わずか1委員会であり、「教職経験者」「教員免許保有者（教職経験無し）」「心理職等の専門職」を含めても13の委員会で、全体の半数に満たない。

表6 支援員の状況（複数回答可）

特別支援教育の教職経験者	1
教職経験者	7
教員免許保有者（教職経験無し）	4
心理職等の専門職	1
大学院生・大学生	8
専門性は問わない	9

- 特別支援教育の教職経験者 ■ 心理職等の専門職
- 教職経験者 ■ 大学院生・大学生
- 教員免許保有者（教職経験無し） ■ 専門性は問わない

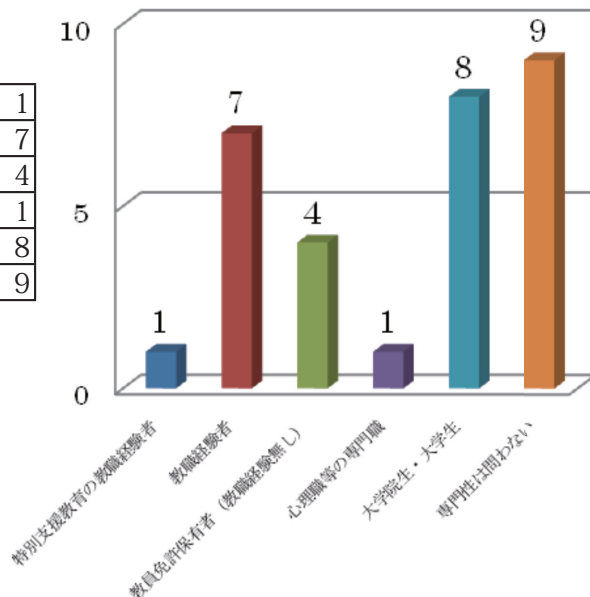


図6 支援員の状況

③ 配置していない理由

支援員等を配置していない理由として最も多いものは、「財源の確保が困難」の25委員会であった。中には「支援員に対するニーズが少ない」との回答が7つの委員会よりあり、高等学校の現場での声との乖離があった。

表7 配置していない理由（複数回答可）

財源の確保が困難	25
適切な人材がない	2
支援員等に対するニーズが少ない	7
その他	11

- 財源の確保が困難 ■ 支援員等に対するニーズが少ない
- 適切な人材がない ■ その他

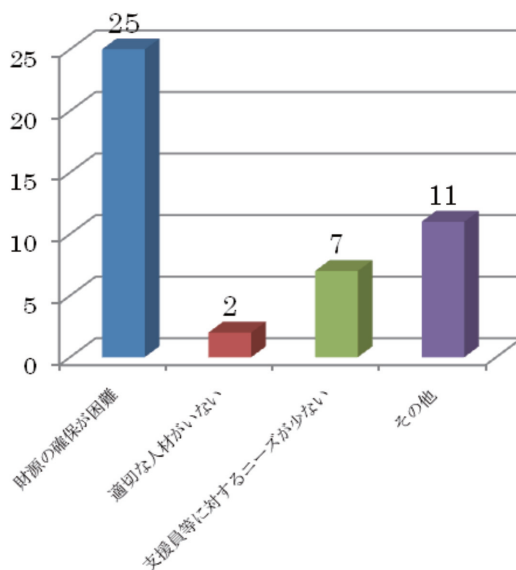


図7 配置していない理由

(5) 定時制課程について

① 定時制課程への重点的な支援の取り組み

定時制課程への重点的な支援の取り組みについては、「行っていない」との回答が 66% (29 委員会) と半数を超えた。「行っている」と回答したものの主な内容は、「学生を含む支援員等の配置」「発達障害のサポートチーム、専門家チームや専門家による巡回相談の実施」であった。また、秋田県は、特別支援教育専門の「教育専門監」を各校に配置している。

表 8 定時制課程への重点的な支援の取り組み

行っている	10
行っていない	43
無回答	4
未回収	8

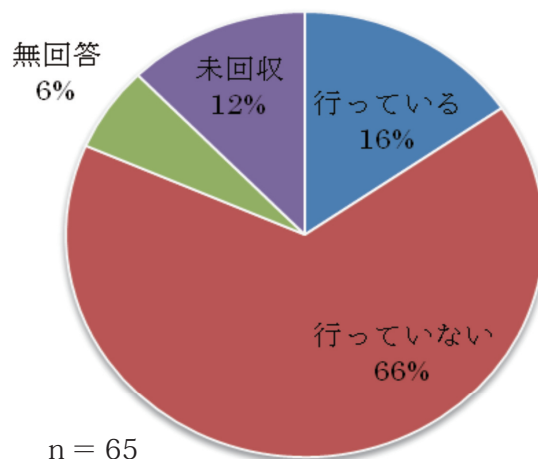


図 8 定時制課程への重点的な支援

② 定時制課程における生徒の実態把握の推進

図 9 のように、「生徒の実態把握を行っている」との回答は、全体の 32% (21 委員会) であった。内容としては、「毎年実態把握の調査をしている」が 12 委員会、「校長会等で実態把握に努めるよう働きかけている」が 6 委員会、「巡回相談等で実態把握を行う」が 2 委員会であった。また、石川県では「年度初めに特別支援教育に関する取り組み計画書を提出、年度末には報告書を提出してもらう」ことを行っている。

表 9 定時制課程における生徒の実態把握の推進における取り組み

行っている	21
行っていない	29
無回答	7
未回収	8

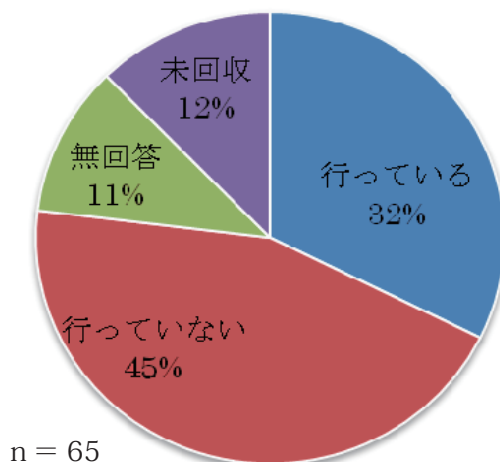


図 9 定時制課程における生徒の実態把握の推進

(6) 通信制課程について

① 通信制課程への重点的な支援の取り組み

通信制課程への重点的な支援の取り組みを「行っている」と回答したのは、わずか 5% (3 委員会) であった。また、この項目については「無回答」が 15% (10 委員会) あり、他の項目と比べて多かった。内容としては、「専門家等の派遣」「サポートチームによる巡回相談」が挙げられていた。また、「行っていない」と答えた中には、「定時制、通信制のみ特化せず、全ての公立高校で取り組んでいる」と回答した委員会が 2 あった。

表 10 通信制課程への重点的な支援の取り組み

行っている	3
行っていない	41
設置無し	3
無回答	10
未回収	8

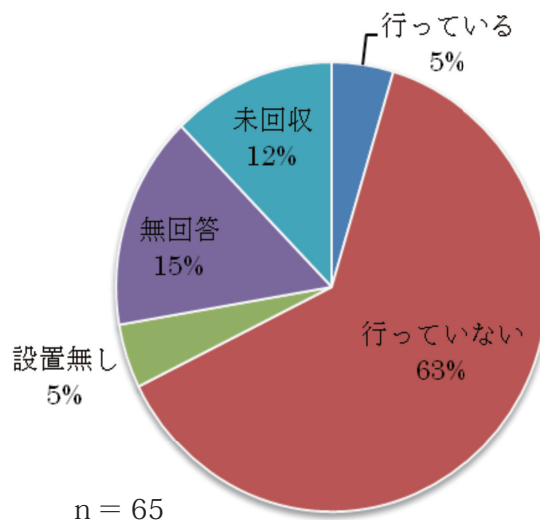


図 10 通信制課程への重点的な支援の取り組み

② 通信制課程における生徒の実態把握の推進

通信制課程における生徒の実態把握の推進については、「行っている」が 21% (14 委員会) であった。この項目も「無回答」が 14% (8 委員会) と多かった。行っている内容は、「毎年実態把握の調査を行っている」「研修会や校長会等で実態把握に努めるよう働きかけている」がそれぞれ 6 委員会であった。

表 11 通信制課程における生徒の実態把握

行っている	14
行っていない	31
設置無し	3
無回答	9
未回収	8

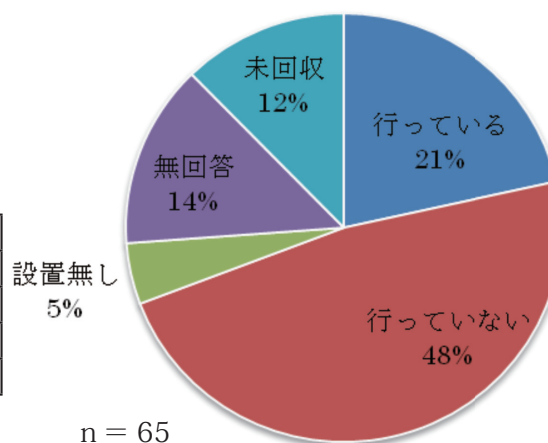


図 11 通信制課程における生徒の実態把握の推進

(7) 私立高等学校について

① 教育委員会・教育センターが主催する研修会は、私立学校も対象とするか私立学校に関する項目では、「管轄外であるため答えられない」との回答が多かった。

「対象とする」との回答は 19% (11 委員会) と少なく、「一部対象とする」の 28% (16 委員会) を合わせても 47% (27 委員会) と全体の半分以下である。「対象とする」と回答したのは、岩手、秋田、山形、福島、千葉、新潟、長野、三重、鳥取、長崎の各県、及び広島市である。

「一部対象とする」と回答したものの内容は、「コーディネーター養成研修」「理解啓発研修」「高等学校における特別支援教育研修」「生徒指導の研修」などであった。また、「教育委員会主催のものは対象とするが、センター主催のものは対象外」「希望があれば対応する」等の回答もあった。

表 12 公的な研修は私立学校を対象とするか

対象とする	11
一部対象とする	16
対象としない	20
該当校無し	2
無回答	8
未回収	8

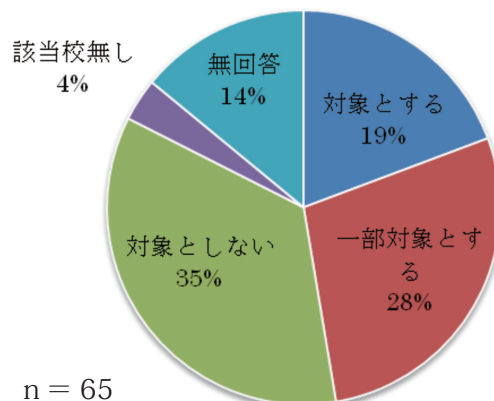


図 12 公的な研修は私立学校も対象とするか

② 教育委員会が派遣する専門家チームによる巡回相談は、私立学校も対象とするか

図 13 のように、「対象とする」は 33% (19 委員会) であり、「対象としない」が 51% (29 委員会) と半数を超えた。

「対象とする」と回答したものの内容は、「要請に応じて検査の実施、個別の指導計画等の作成の支援を行う」「特別な支援を必要とする生徒の実態把握や指導方法の検討」「学校の支援体制についての指導、助言」「理解啓発のための研修会講師としての派遣」などがあつた。

一方で、「対象とするが、活用方法について周知が不十分なため、効果的な活用には至っていない」「県として専門家チームは設置していない」などの回答もあった。また、兵庫県は、「専門家チーム等の活用について、私立学校関係課と連携協力している」回答している。

表 13 専門家チームの巡回相談は私立学校を対象とするか

対象とする	19
対象としない	29
専門家チーム無し	1
該当校無し	1
無回答	7
未回収	8

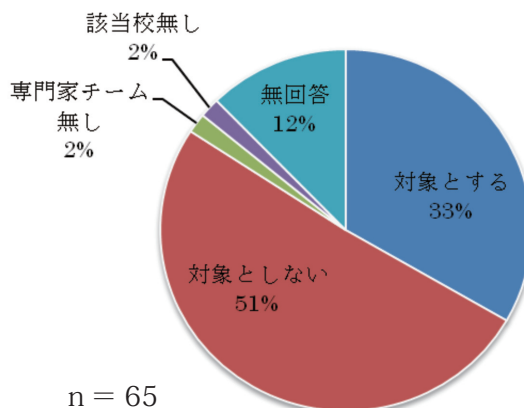


図 13 専門家チームの巡回相談は私立学校も対象とするか

③ 特別支援学校のセンター的機能の活用は私立学校も対象とするか

ここでは「対象とする」との回答が55% (36 委員会) と半数を超えた。その内容としては「生徒の支援や指導方法の相談」(15 委員会)、「職員研修への講師派遣」(14 委員会) が最も多く、ついで「個別の指導計画等の作成の支援」「校内体制整備についての助言」「教員や保護者の相談」等があった。

表 14 特別支援学校のセンター的機能は私立学校を対象とするか

対象とする	36
一部対象とする	10
該当校無し	1
特別支援学校設置無	1
無回答	9
未回収	8

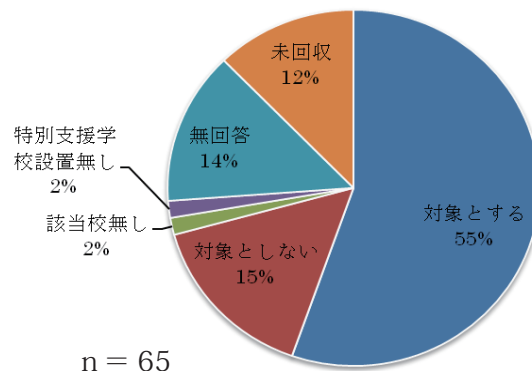


図 14 特別支援学校のセンター的機能の活用は私立学校も対象とするか

(8) 教育委員会主催の教員研修や巡回相談等を積極的に活用するために必要な工夫

この項目については、記述式で回答を求めた。記入があったのは全体の約 6 割、39 の委員会であった。最も多い内容は、「担当部局の連携」であり、21 の委員会が「連携が必要である」「担当部局の定期的な情報交換の場が必要である」と記入していた。次に多いものは、「私立学校との情報交換の場の設定」「積極的な情報提供」であった。また、「私立校管理職への理解啓発」「地域の連携協議会への参加の呼びかけ」「予算措置」などの意見もあった。

静岡県は、私学協会への働きかけをしており、その中で「希望する私立高校への心理職の派遣」を行っている。

(9) 発達障害のある生徒に関する実態調査の実施の有無

発達障害のある生徒に関する実態調査については、「行っている」と回答した 29 の委員会のうち約 8 割 (24 委員会) が平成 20 年、21 年に実施している。また、4 委員会は複数年にわたり調査を実施している。さらに、島根県、京都市は「毎年」実施している。

表 15 発達障害のある生徒に関する実態調査の実施

行っている	29
行っていない	24
無回答	4
未回収	8

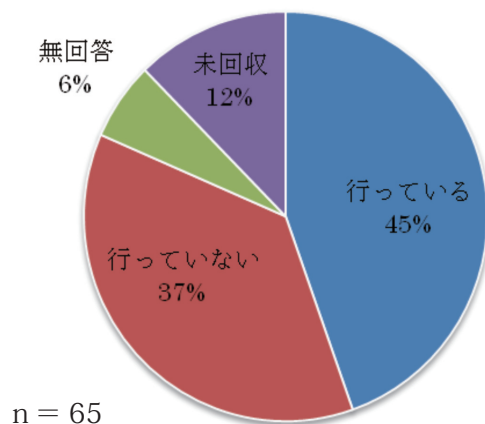


図 15 発達障害のある生徒に関する実態調査の実施

5 まとめ

今回の各都道府県・政令指定都市の高等学校における特別支援教育推進の取り組みについての調査では、公立全日制高等学校において、「研修」「中学との連携」についてはかなりの委員会が取り組んでいることが分かった。今後は、それぞれの学校のコーディネーターを中心に、校内でどのように広げていくかが重要となると思われる。

また、「支援員の配置」については、財源の確保と共に適切な人材の養成も大きな課題となっていることが分かった。

一方で、定時制、通信制高等学校については、取り組み自体がまだ始まっていない委員会が大半であり、国のモデル事業校等を中心としながら、今後の展開について検討していく必要がある。

私立校については、「管轄外」という意見もあるが、多くの委員会が「担当部局との連携が必要」とも考えている。「支援を必要としている生徒」を中心に据えながら、組織を超えた連携の在り方を探っていくことが必要であると思われる。

(梅田 真理)